

## 入札に関する注意事項（郵便入札）

### ◆質疑応答書

仕様書の内容に疑問等がある場合、質疑応答書に質問事項を記入し、9月28日（月）までに文化振興課にFAXで提出してください。

なお、FAXした旨を必ず電話連絡してください。

質疑応答書が提出された場合には、全指名業者に対して、9月30日（水）午後5時までに回答をFAXで送付します。

### ◆入札書の作成

- 1 入札書（郵便入札用）の右上の課税業者、又は免税業者欄に~~レ~~点を記入してください。
- 2 金額は消費税を除いた金額を記入してください。
- 3 「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入してください。
- 4 件名は下記の件名を正確に記入してください。  
件名：相模原市文化会館等誘導灯等LED化修繕
- 5 日付は開札日（10月6日）を記入してください。
- 6 所在地、名称、代表者欄にはそれぞれ記入してください、

### ◆入札書の郵送

- 1 「簡易書留」または「一般書留」郵便にて送付してください。普通郵便、FAX、直接持参その他の方法による入札は認めません。
- 2 入札書は、二重封筒とし、入札書を内封筒に入れ密封の上、内封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書きしてください。
- 3 送付先は、次のとおりとします。

〒252-5277  
相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市役所 文化振興課 あて
- 4 郵送した日に、その旨を必ず電話連絡してください。
- 5 入札書の提出期限は、10月5日（月）（必着）とします。

### ◆入札の無効

次に掲げる不備があった入札書は無効とします。

- 1 入札者等の記名がないもの
- 2 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- 3 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- 4 案件名の記載がないもの
- 5 指定の期限までに到達しないもの
- 6 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- 7 指定の書留郵便で送付していないもの
- 8 二重封筒にしていないもの
- 9 その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

#### ◆入札の執行

入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は、開札日から起算して7日（開庁日を除く。）以内に再入札通知書をFAXにて送付します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

また、最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定します。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとします。

#### ◆入札の辞退

- 1 入札に参加する者は、入札辞退届をFAXまたは郵送することにより、入札を辞退することができます。ただし、入札日の前日までに到着するものに限りします。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

#### ◆相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

- 1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

- 2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

- 3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。  
(暴力団等からの不当介入の排除)
- 5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

#### ○入札後の流れについて

- 1 入札結果は、全ての参加者（辞退・無効・失格者も含む）に書面で通知します。
- 2 落札者には、契約手続きのため別途連絡します。なお、契約に当たっては契約保証が必要になります。ただし、次の場合は免除になります。
  - ・履行保証保険に加入した場合。（契約日より加入してください）
  - ・過去2年以内（過去2年以内とは契約が完了した日（履行期限等）から起算します。）に、同種・同額程度の官公庁との契約、履行実績が2件以上ある場合。（当該契約書の写しを提出してください）

以 上

相模原市 市民局 文化振興課  
担当：村山  
TEL 042 - 769 - 8202  
FAX 042 - 754 - 7990